



# 高等教育費の費用負担をめぐる法的検討：奨学金保証人過払訴訟と大学等修学支援法に伴う授業料免除打切りに対する法的救済の可能性

西川, 治

---

**(Citation)**

高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究2019特別企画, 3

**(Issue Date)**

2020-01-25

**(Resource Type)**

conference object

**(Version)**

Version of Record

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006751>



# 高等教育費の費用負担をめぐる 法的検討

～奨学金保証人過払訴訟と大学等修学支援法に伴う  
授業料免除打切りに対する法的救済の可能性～

奨学金問題対策全国会議 事務局次長

反貧困ネットワーク神奈川 幹事

「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク 世話人

弁護士 西川 治

# 報告の内容

## 1 奨学金保証人過払訴訟

- (1) 事案の概要
- (2) 分別の利益とは
- (3) 争点
- (4) まとめ

## 2 大学等修学支援法に伴う授業料免除打切りに対する法的救済の可能性

- (1) 問題の所在
- (2) 在學生についての検討
- (3) 入學生についての検討
- (4) まとめ

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (1) 事案の概要

- ▶ 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）が、奨学金債務を単純保証した保証人に対して、分別の利益を秘して全額請求を続けたため、単純保証人であった原告らから、本来法律上で負担する義務を超えて過大な回収を行った。
- ▶ 単純保証人であった原告が機構に対して分別の利益に基づく負担を超えて過大な返還をさせられた金額について不当利得として返還を請求するとともに、機構が法的支払義務のない全額請求をした点についての損害賠償を請求する。
- ▶ 東京地裁と札幌地裁にそれぞれ提訴
  - ▶ 東京事件（東京地裁令和元年（ワ）第12070号・民事第16部）
  - ▶ 札幌事件（札幌地裁令和元年（ワ）第916号・民事第3部）

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (2) 分別の利益とは

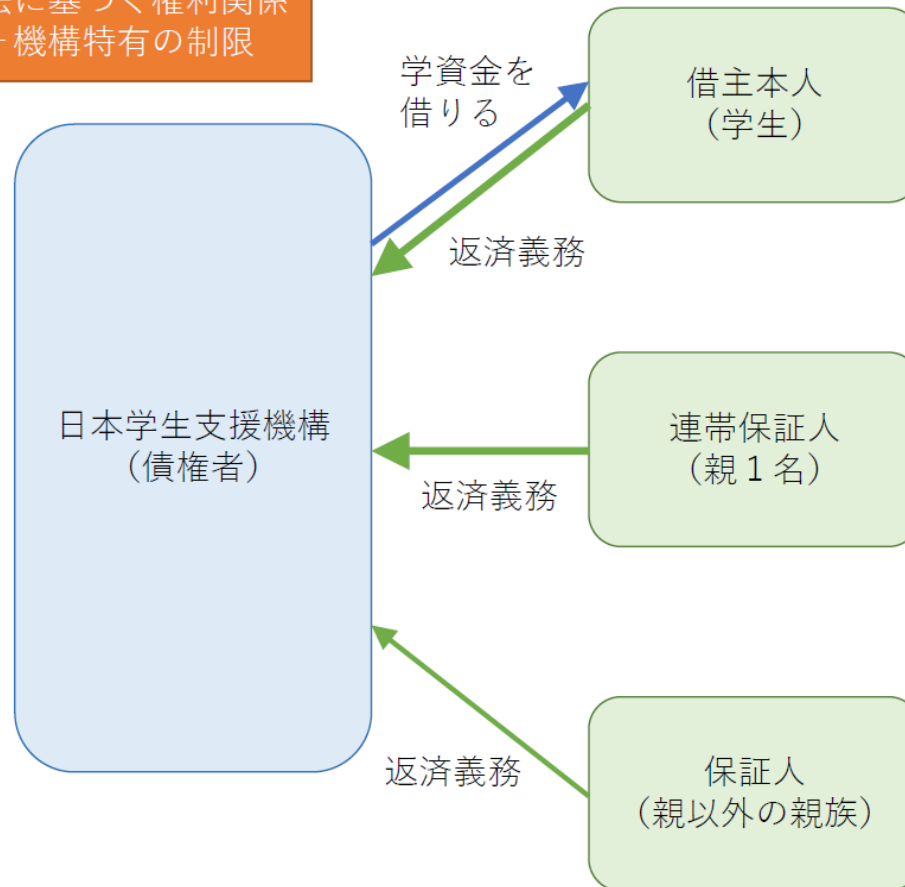
### 分別の利益について

- 保証人には「分別の利益」があり，他に保証人があるときは，主債務を保証人の人数で割った額の限度で責任を負う。
- 機構の奨学金では，連帯保証人（原則として父母）・単純保証人（おじ，おばなど）の2名が必要。
- 保証人については，他に保証人（連帯保証人）がいることから，主債務の2分の1の限度で責任を負い，残部には責任を負わない。

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (2) 分別の利益とは

民法に基づく権利関係  
+ 機構特有の制限



参考

- **全額**を返還する必要がある
- **全額**を返還する必要がある
- 「機構が必要と認めるとき」に限って請求できる (令27条2項)
- **半額のみ**返還する必要がある (分別の利益)
- 本人・連帯保証人に対する「督促によっては学資貸与返還割賦金の返還を確保することが困難であると認めるとき」に限って請求できる (令27条2項)
- 催告の抗弁・検索の抗弁もある

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (2) 分別の利益とは

	連帯保証人	保証人
責任の範囲 (分別の利益)	債務全額を支払う義務がある	保証人（連帯保証人を含む）の人数で頭割りした限度で支払う義務がある
請求の順序 (催告の抗弁)	本人に督促せず、いきなり請求することができる	本人に督促した後でない限り、保証人に請求することはできない
回収の順序 (検索の抗弁)	本人の財産の有無にかかわらず、いきなり請求することができる	本人に財産がない場合があると、保証人に請求することはできない
機構における対象者の属性	原則として、親	原則として、親以外の親戚（おじ、おば、兄弟など）
機構の特例	機構が「必要と認めるとき」に請求	機構が本人・連帯保証人への「督促によっては学資貸与返還割賦金の返還を確保することが困難であると認めるとき」に請求

全額はとれない

手続が面倒

回収が面倒

保証人は遠縁の人

本人・連帯保証人が優先

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

### (前提)

- 機構の奨学金では、保証人は、債務の2分の1を返すだけでよい。  
⇒保証人が、分別の利益を知っていれば、半分しか返さなくて済む
- しかし、多くの保証人は「分別の利益」を知らない。  
⇒機構が全額請求すると、そのまま全額払わされてしまう。

### (争点)

- 保証人が、「分別の利益」を知らずに全額支払った場合、払いすぎた部分の返還を求めることができるか。



# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

### (原告のロジック)

機構の奨学金では、保証人のほかに連帯保証人がいる。

↓ ←機構の反論① = 保証人が「分別の利益」を行使する必要がある。

「分別の利益」の主張の有無によらず、当然に保証人の責任は2分の1である。

↓ ←機構の反論② = 保証の場合は事務管理により弁済が有効となる。

保証人が全額を弁済したときは、残り2分の1は義務無く支払ったものであるから有効に弁済しえず、不当利得となる。

↓ ←機構の反論③ = 民法465条2項により例外的に不当利得の返還は請求できない。

不当利得返還請求ができない場合（非債弁済など）にあたらなから、返還請求ができる。

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

### (被告＝機構の主張①)

- ▶ 「分別の利益」は、「抗弁権」であり、保証人が、債権者（機構）に対し、「分別の利益」を行使する旨を伝えなければ、その効果が生じない。
  - ▶ 参考）消滅時効は、債務者が消滅時効を援用しないと、その効果が生じない。  
＝時効援用前に払うと返してもらえない（原則）
    - ▶ ただし、例外もある。
      1. 貸金業者や債権回収業者が、時効になった債権の督促状を送る。  
突然自宅に押し掛けたり、強制執行するとの通知を送ったりすることもある。
      2. ターゲットにコンタクトが取れば、とりあえず少額（少ないと1000円とか）払えば訴訟はしないといい、少額払わせる。  
∵一部でも払った後の時効の援用は信義に反し許されないという判例がある。  
（最大判昭41.4.20民集20-4-702）
      3. 債権譲渡通知を送り付け、支払が止まったら提訴して、分割でも何でも支払わせる。
- ★問題化し、時効援用を認める例もある（神戸地判平27.9.9，大分地判平28.11.18など）

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

### (原告の主張①)

- 「分別の利益」は、「抗弁権」にあらず、法律上複数の保証人がいれば、当然にその効果が生ずる。
  1. 条文の文理上、当然である。
  2. 抗弁権として解されていない。
  3. 現行民法の制定過程に照らしても妥当である。
  4. 現行民法の通説的理解である。

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

1 条文の文理上, 当然である。

### ○民法456条

数人の保証人がある場合には, それらの保証人が各別の行為により債務を負担したときであっても, 第四百二十七条の規定を適用する。

### ○民法427条

数人の債権者又は債務者がある場合において, 別段の意思表示がないときは, 各債権者又は各債務者は, それぞれ等しい割合で権利を有し, 又は義務を負う。

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

2 抗弁権として解されていない。

The screenshot shows the JASSO website header with the logo and navigation menu. The main content area features a light blue header for the article title and a paragraph of text. The text discusses the legal rights of guarantors under the Civil Code.

独立行政法人  
日本学生支援機構  
JASSO Japan Student Services Organization

文字の大きさ 標準 大

検索ワードを入力 検索

よくあるご質問 | お問い合わせ | English | 各種調査情報

ホーム 奨学金 留学生支援 学生生活支援 JASSOについて

ホーム > 更新情報 > 「分別の利益」に係る誤った案内と返金について

### 「分別の利益」に係る誤った案内と返金について

2019年01月22日

元奨学生が保証方法の選択について人的保証を選択していた場合であって、保証人が、返還者本人又は連帯保証人に代わり、奨学金を返還する場合、本機構に対し、申し出ることによって、保証人が返還すべき金額を、請求額の2分の1にすることができます。この申し出は、法律(民法)で定められている「分別の利益」という保証人の権利(抗弁権)です。

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

2 抗弁権として解されていない。

### ■ 抗弁

= 民事訴訟法上相手方の申立や主張をただ否認するのではなく、その排斥を求め  
るために別個の事項を主張すること。攻撃防禦方法の一種である。実体法上の効  
果に関しない訴訟上の抗弁と実体法上の効果に関する実体法上の抗弁とに大別さ  
れる。(末川博ほか『民事法学辞典上巻』再版第1刷)

■ 抗弁は、権利者による権利主張の要否により、事実抗弁と権利抗弁に分けられる。

### ■ 抗弁権

= 権利抗弁の一種で、権利行使をするかどうか、権利者の任意であるもの。権  
利者が権利主張しなければ、権利はなかったものとして判断される。

■ 分別の利益は、「他に保証人いること」だけで認められる抗弁であり、権利主張  
を要しないから、権利抗弁ではない。したがって、抗弁権でもない。

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

- 2 抗弁権として解されていない。
  - ▶ 「抗弁」だからよい, とはならない。
  - ▶ 「抗弁」と「抗弁権」を混同してはならない (末川博ほか『民事法学辞典上巻』再版第1刷)

Ⅱ. 抗弁と抗弁権 抗弁権は訴訟上の抗弁と混同されてはならない。 抗弁には種々のものがあるが, 実体法上の効果に関する抗弁には, 原告の主張する法律効果の発生を妨げる事実たとえば法律行為の要素の錯誤, 虚偽表示などの事実の陳述たるいわゆる権利不発生の抗弁や, あるいは, いつたん発生した法律効果を変更消滅せしめる事実たとえば弁済, 更改, 免除, 解除条件の成就, 取消, 解除, 相殺などの事実の陳述たるいわゆる権利消滅の抗弁のほか, 原告の請求権の存在はこれを否定せず, しかも, 原告の請求に対し履行を拒絶しうる権利たる抗弁権の主張がある (なお→抗弁)。

## 抗弁の例

【本人の意思にかかわらず効果が生ずるもの】

### <弁済の抗弁>

借主) 100万円借りましたが、30万円返しました。

貸主) 100万円貸して、30万円は返してもらいました。

⇒いずれも70万円の支払いが命じられる。

※貸主・借主とも30万円を返したことを黙っていると、裁判所は100万円の支払いを命じる。

### <占有権原の抗弁>

建物所有者Xが、建物に住んでいるYさんを追い出したいとき

X) 私はYさんに建物を家賃5万円で貸しました

Y) 私はXさんから建物を家賃5万円で借りています

⇒いずれも（Yの賃料滞納などの事情がない限り）

XはYを追い出せない

※X・Yとも賃貸借契約を黙っていると、裁判所はYに出ていくよう命じる。

分別の抗弁はこちらに含まれる

【本人の意思によって効果が発生するか決まるもの】

### <消滅時効の抗弁>（期間5年は貸主が商人の場合）

※借主が「時効を主張します」と言う必要がある

①借主A) 延滞後5年以上連絡がありませんでした。

貸主) そのとおりです。

②貸主) 延滞後5年以上放置していました。

借主B) そのとおりです。

③借主C) 延滞後5年以上連絡がなかったので、消滅時効です。

貸主) 延滞後5年以上放置していたのは事実です。

⇒③（借主C）のみ、消滅時効で支払義務なし

### <催告の抗弁>

※保証人が「本人に督促せよ」と言う必要がある

①保証人) まず本人に督促してください。

貸主) 本人には督促していません。

②保証人) 本人から何も聞いていません。

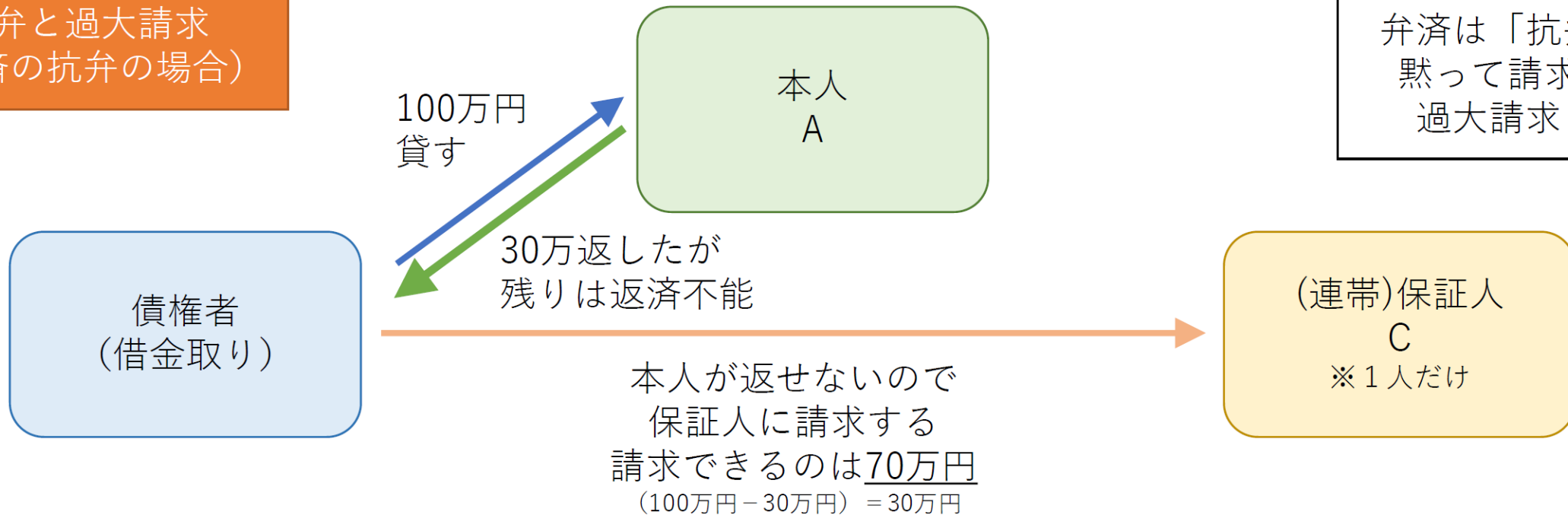
貸主) 本人には督促していません。

⇒①のみ、催告の抗弁で（まだ）支払義務なし



抗弁と過大請求  
(弁済の抗弁の場合)

弁済は「抗弁」だが  
黙って請求すると  
過大請求 = 詐欺



普通の債権者

Aに100万円貸して  
Cは保証人になり  
30万円だけ返してもらったので  
70万円返してください



70万円支払え  
との判決

法律上の権利関係と  
一致している



強引な債権者

Aに100万円貸して  
Cは保証人になったので  
(30万円返してもらったのは黙って)  
100万円返してください



100万円支払え  
との判決

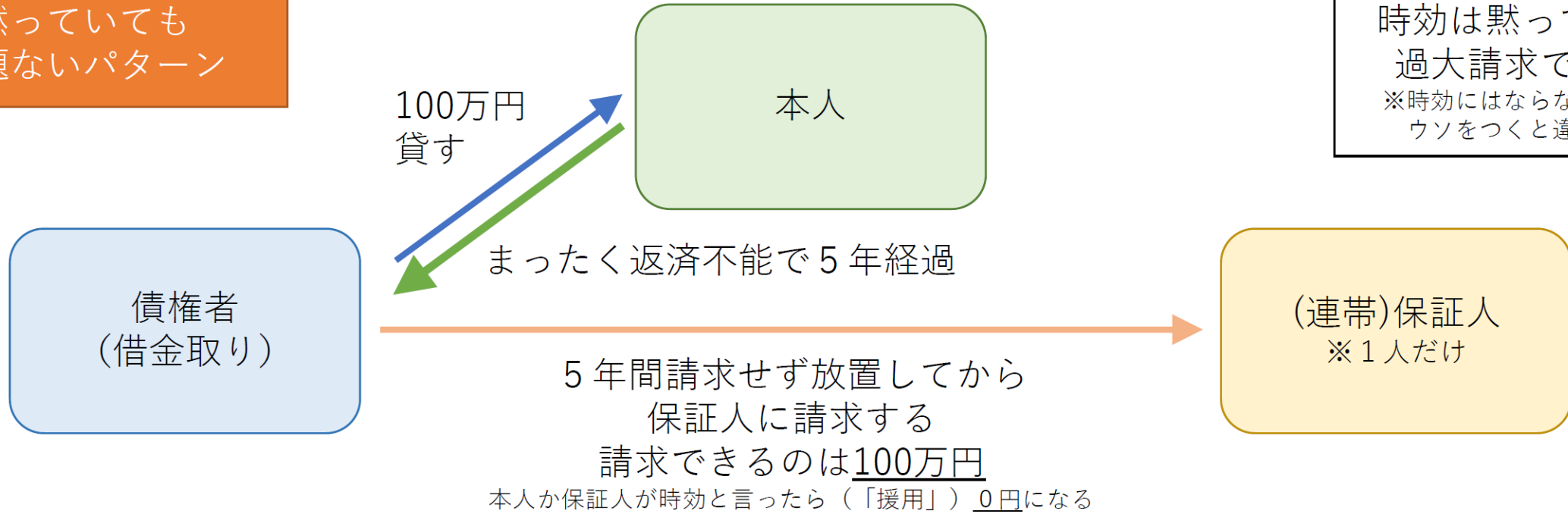
30万円とりすぎ  
(過大請求・詐欺)

保証人が  
黙って  
いると

裁判所

黙っていても  
問題ないパターン

時効は黙っていても  
過大請求ではない  
※時効にはならないかのような  
ウソをつくとは違法・不当



普通の債権者

これはもう時効だから  
請求するのはあきらめよう  
※時効と言われれば敗訴するので  
あきらめることが多い



強引な債権者

Aに100万円貸して  
Cは保証人になったので  
100万円返してください  
(30万円の返済, 保証人Bは黙っておく)

保証人が  
時効を  
援用  
すると

請求棄却判決  
(時効で払う義務なし)

裁判所

法律上の権利関係と  
一致している

保証人が  
時効を  
援用しないと

100万円支払え  
との判決

法律上の権利関係と  
一致している

時効は援用しないと  
効果が発生しないので  
いずれも一致する

分別の利益も「抗弁」

債権者  
(借金取り)

100万円  
貸す

本人  
A

連帯保証人  
B

返済不能

一部返してもらった  
場合と構図は同じ。  
過大請求 = 詐欺では？

保証人  
C

本人・連帯保証人が返せないので  
保証人に請求する  
請求できるのは50万円 (分別の利益)  
 $100万円 \div 2 = 50万円$



普通の債権者

Aに100万円貸して  
Cは保証人になり  
Bも保証人になったので  
50万円返してください



保証人が  
黙って  
いると

50万円支払え  
との判決

法律上の権利関係と  
一致している



強引な債権者

Aに100万円貸して  
Cは保証人になったので  
(保証人Bがいるのは黙って)  
100万円返してください



100万円支払え  
との判決

50万円とりすぎ  
(やはり過大請求・詐欺では?)

裁判所

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

3 現行民法の制定過程に照らしても妥当である。

- 明治民法456条の起草者である梅謙次郎博士は、法典調査会における民法案の逐条審理において、「同条は明治民法427条（この審理時は428条）があるから不要である」との横田國臣委員の指摘に対し、「ヨーロッパでは保証人は全部について義務を負うというのが普通になっている、日本でも、普通の債務者でも保証人でも数名いれば共同して義務を果たすもので、各々が一部分果たして済むというものではないと思うが、普通の債務者の箇条が変わって来れば（分割債務の原則を採用したならば）それに伴って保証も変わっていくのが当然であるが、ヨーロッパの立法例を踏まえて明文の規定を設ける」旨を述べている。
- 旧民法でも、権利抗弁たる検索の利益と書き分けている。

旧民法24条「保証人は検索の利益を用いたると否と分別の利益を享けると否とを問はず訴追を受けたるときは第二十九条に明示したる目的を以て債務者を訴訟に参加せしむる為め基本に付ての答弁前に民事訴訟法に定めたる方式及び条件に従い延期抗弁を以て債権者に対抗することを得。」

(理由) 本條ハ既成法典債權擔保編第二十三條ト同一ノ主意ナリトス唯本案コハ多數當事者ノ債權ノ總則ニ於テ數人ノ債務者ハ平等ノ割合ヲ以テ義務ヲ負フノ原則ヲ掲ケタルヲ以テ既成法典ノ如ク保證債務ノ款ニ於テ特ニ詳細ノ規定ヲ要セサルニ至レリ本條ヲ掲ケル必要ノ有無ニ至リテハ有力者間稍議論ナキニアラス或ハ既ニ第四百二十八條ノ規定アル以上ハ自ラ之カ適用トナルヘキヲ以テ特別ノ明文ヲ要セスト唱フル者アルモ保證債務ハ他ノ債務ト異ナリテ保證人各自ニ全部ノ義務ヲ負擔スヘキモノトセルノ法律尤モ多ク且本案ト同一ノ主義ヲ採レル國コアリテモ尙沿革上其他ノ理由ヨリシテ何レモ之カ明文ヲ設ケタルヲ以テ本案モ亦既成法典ト等シシ本條ノ規定ヲ明示シタルナリ殊ニ時ヲ異ニシ場所ヲ異ニシテ爲シタル保證ニ至リテハ保證人ハ各自債務ノ全部ヲ負フモノト誤ルコト頗ル多カルヘシト信シ本條ニ於テ特ニ保證人カ各別ノ行爲ヲ以テ債務ヲ負擔シタルトキト雖モ第四百二十八條ノ規定ヲ適用ストシタリ是レ擔保編第二十三條第二項ト同一ノ主意ヨリ出テ而モ其範圍ノ彼ヨリ廣キモノナリ

## 第四百五十六條

數人ノ保證人アル場合ニ於テハ其保證人カ

各別ノ行爲ヲ以テ債務ヲ負擔シタルトキト雖モ第四百二十

七條ノ規定ヲ適用ス(擔一二三)

本條ハ所謂分別ノ利益 (Benefice de division) ヲ規定シタルモノナリ分別ノ利益トハ保證人カ數人アル場合ニ於テ其各自カ債務ノ全部ニ付キ責ヲ負フコトナクシテ唯其頭數ニ應シ一部ノ責任ヲ負フニ止マルヲ云フ而シテ舊主義ノ法律ニ於テハ

保證人ハ原則トシテ各全部ニ付キ責任アルモノトシ唯抗辯トシテ分別ノ利益ヲ對抗スルコトヲ得ルニ止マルモノトセシヨリ此名アルナリ然リト雖モ一旦法律ヲ以テ保證人ニ此權利ヲ認メタル以上ハ所謂分別ノ利益ハ寧ロ分別ノ權利ニシテ敢テ恩惠的ノモノト視ルヘカラス殊ニ第四百二十七條ニ於テ一旦債務ハ平等ノ割合ヲ以テ各債務者ノ分擔ニ屬スルモノトシタル以上ハ特リ保證人ノミ同一ノ規定ニ從ハサルモノトスルノ理ナシ是レ新主義ノ法律ニ於テ數人ノ保證人アル場合ニ於テハ其保證人ハ各平等ノ割合ヲ以テ債務ヲ分擔スヘキモノニシテ從テ假令保證人中ニ無資力者アルモ他ノ有資力者ハ其無資力者ノ負擔部分ヲ負擔

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

4 現行民法の通説的理解である（注釈民法(1)債権(2)260～262頁）。

431 I 2), 共同保証人は, 分別の利益を有するものとして扱われる。

(3) 分別の利益の内容 (ア) 保証債務は, 数人の保証人の間に, 平等に分割される(427)。債権者は, 保証人の1人にたいしては, 分割せられた部分のみを請求することができるにすぎない。保証人のなかに, 1人または数人の連帯保証人が存在する

(ウ) 共同保証人のうちの1人または数人の保証契約が無効・取消になり, または解約されたときは, 現に弁済をなす時期, 訴訟においては第2審の口頭弁論の終結のときにおいて現に有効に残存する保証人の間にのみ, 分別の利益を生ずる。分別の利益は, 法律上, 当然に生ずる効果であるから, 裁判所は保証人の援用をまたず, 職権をもつて, 保証債務が分割されるや否やを, 判断しなければならない。

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

### (原告のロジック)

機構の奨学金では、保証人のほかに連帯保証人がいる。

↓ ←×機構の反論① = 保証人が「分別の利益」を行使する必要がある。

「分別の利益」の主張の有無によらず、当然に保証人の責任は2分の1である。

↓ ←機構の反論② = 保証の場合は事務管理により弁済が有効となる。

保証人が全額を弁済したときは、残り2分の1は義務無く支払ったものであるから有効に弁済しえず、不当利得となる。

↓ ←機構の反論③ = 民法465条2項により例外的に不当利得の返還は請求できない。

不当利得返還請求ができない場合（非債弁済など）にあたらなから、返還請求ができる。

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

### (被告＝機構の主張②③)

- ②保証の場合は事務管理により弁済が有効となる。
- ③民法465条2項により例外的に不当利得の返還は請求できない
- 民法465条2項 第462条の規定は、前項に規定する場合を除き、互いに連帯しない保証人の一人が全額又は自己の負担部分を超える額を弁済したときについて準用する。
- 民法462条1項 主たる債務者の委託を受けないで保証をした者が弁済をし、その他自己の財産をもって主たる債務者にその債務を免れさせたときは、主たる債務者は、その当時利益を受けた限度において償還をしなければならない。
- 同2項 主たる債務者の意思に反して保証をした者は、主たる債務者が現に利益を受けている限度においてのみ求償権を有する。(第2文略)



# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

### (民法465条2項の趣旨)

- 一部（たとえば2分の1）に責任を負う保証人が、全部を返済した場合  
本人に対して求償できる（自分に払うよう請求できる）  
+  
自分の責任を超えた部分（残り2分の1）は他の保証人に求償できる。
- たとえば、分別の利益を知っている保証人が、本人や他の保証人がかわいそうだ  
と思い、全部払ってあげた場合
  - 本人には、全部返せと言える（たとえば、無理なく少額ずつ返してもらうなど）
  - 他の保証人には、2分の1だけ自分に払えと言える  
※機構の場合、連帯保証人なので、全部返せと言える

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

### (原告の主張②)

- 自分の保証債務と信じて支払っており，義務はないが他人のために支払ってあげよう（事務管理），という意味で支払ったものではない。
- 事務管理
  - 義務がないのに，他人のために事務を管理した第三者を保護する（費用の精算など）ためのルール（民法697～702）
  - 義務がなくても，始めた以上は，最後まで責任を持つという内容もある（民法700）
- 保証人はなぜ保証債務を支払うか？
  - 支払わないと自分の財産に強制執行されるから（+そのときには遅延損害金が付いて金額が増えている。）
  - 本人がかawaiiそうだから払うのではない。（本人がかawaiiそうだから，保証人になったのであって，なった以上は自分の債務）

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

### (原告のロジック)

機構の奨学金では、保証人のほかに連帯保証人がいる。

↓ ←×機構の反論① = 保証人が「分別の利益」を行使する必要がある。

「分別の利益」の主張の有無によらず、当然に保証人の責任は2分の1である。

↓ ←×機構の反論② = 保証の場合は事務管理により弁済が有効となる。

保証人が全額を弁済したときは、残り2分の1は義務無く支払ったものであるから有効に弁済しえず、不当利得となる。

↓ ←機構の反論③ = 民法465条2項により例外的に不当利得の返還は請求できない。

不当利得返還請求ができない場合（非債弁済など）にあたらなから、返還請求ができる。

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

### (原告の主張③)

- ▶ 不当利得返還請求権に関する要件で、民法465条2項は関係がない。
- 1 弁済が無効なら、不当利得になる
  - ▶ 弁済の有効要件① 債務の本旨に従った給付
  - ▶ 弁済の有効要件② ①が当該債務についてされたこと ← ×
  - ▶ 理由) 保証人は、自らの保証債務について、給付をしているが、当該債務は2分の1を超えて存在しない。
- 2 第三者による弁済とはならない
  - ▶ 第三者弁済の要件① 第三者弁済が制限される場合にあたらぬ
  - ▶ 第三者弁済の要件② 他人の債務を弁済することを認識・表示して給付すること ← ×
  - ▶ 第三者弁済の要件③ 債務の本旨に従った給付
  - ▶ 理由) 保証人は、自分(×他人)の債務の弁済と認識・表示している。

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (3) 争点

### (原告の主張③)

- ▶ 不当利得返還請求権に関する要件で、民法465条2項は関係がない。
- 3 非債弁済にならない（民法705条）
    - ▶ 民法705条 = 債務がないと知りつつ給付したときは、返してもらえない
    - ▶ しかし、保証人は債務がないとは知らなかった。勘違い（事実or法律の錯誤）で債務があると思っていたときは、民法705条の適用はない。
  - 4 民法465条2項は、保証人間のルールに過ぎない（注釈民法(11)債権(2)287頁）。

141もこれに近い)。しかし詳しく考えてみると、この区別の仕方は不適當である。第1に、ここに規定された求償権は共同保証人間の内部関係の問題であるのに対して、分別の利益の有無は債権者に対する対外的関係の問題であつて、両者の間に論理必然の関係はないばかりでなく、第2に、後に述べるように、1項に属する者の中に分別の利益を有する保証人が含まれている（→II 1イb①）からである。

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (4) まとめ

機構の奨学金では、保証人のほかに連帯保証人がいる。

↓ ← ×機構の反論① = 保証人が「分別の利益」を行使する必要はない。

「分別の利益」の主張の有無によらず、当然に保証人の責任は2分の1である。

↓ ← ×機構の反論② = 保証人は自分の保証債務を支払っている。

保証人が全額を弁済したときは、残り2分の1は義務無く支払ったものであるから有効に弁済しえず、不当利得となる。

↓ ← ×機構の反論③ = 民法465条2項は保証人間のルールで無関係。

不当利得返還請求ができない場合（非債弁済など）にあたらなから、返還請求ができる。

+ 被告の法解釈は独自の見解で根拠がなく利息が必要（貸金業者の過払金と同じ）

+ そもそも全額請求したこと自体が保証人の無知に付け込んだ行為で悪質であり慰謝料を支払うべき

# 1 奨学金保証人過払訴訟

## (4) まとめ

- ▶ 朝日新聞19.2.22『遠藤勝裕理事長は「伝えれば事実上、半額を回収できなくなり、その分は税金で補填せざるを得なくなるため」と話している。』
- ▶ 保証人に責任のない2分の1を支払わせることは、「税金での補填を避ける」ためなら正当化されるか？
- ▶ 参考例)
  - ▶ 市立病院で入院費の算定を誤って、過大に徴収してしまった。  
「税金で補填せざるを得なくなるため」患者から指摘されるまで黙っておく。
  - ▶ 市立病院で一部負担金の割合を誤り、1割負担を3割負担で計算していた。  
患者が延滞するうちに、健保には3割負担で請求済で、ミスに気付いたが、  
「税金で補填せざるを得なくなるため」3割負担で患者に請求する。
  - ▶ 相続人の一部から、全員相続放棄したとして資料も見せられたが、  
「税金で補填せざるを得なくなるため」とりあえずほかの相続人には請求する。
  - ▶ 某市役所は、残業時間のうち30分単位未満を切り捨て、残業代を算定している。  
「税金で補填せざるを得なくなるため」職員から指摘されるまで黙っておく。

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (1) 問題の所在

- ▶ 大学等修学支援法の概要
  - ▶ 住民税非課税世帯など低所得層を対象として、
  - ▶ 入学金・授業料の免除と、給付制奨学金（返還不要の奨学金）の支給をセットで行う。
- ▶ 対象者
  - ▶ 住民税非課税世帯
  - ▶ 住民税非課税世帯に「準ずる世帯」
    - ▶ 2 / 3 支援：4人世帯で年収300万円以下が目安
    - ▶ 1 / 3 支援：4人世帯で年収380万円以下が目安
  - ▶ 成績基準は（少なくとも形式上は）大幅に緩和
    - ▶ 大学の成績であれば上位1 / 2以上 + 面接や作文等でクリアできる場合あり
  - ▶ 3浪以上や社会人入学は×（高卒～入学まで3年以上は×）
  - ▶ 一生に一度しか使えない（編入等で例外あり）



## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (1) 問題の所在

#### ▶ 支援内容

##### ▶ 授業料・入学金の減免（上限額あり）

- ▶ 国公立：国立標準額（国立大学等の授業料その他の費用に関する省令2条）以下
- ▶ 私立入学金：平均額
- ▶ 私立授業料：（平均額＋国立標準額）÷ 2
- ▶ 上限額を超えた部分をどうするかは各大学等の判断に委ねる。
- ▶ 「準ずる世帯」は上記上限額の2/3～1/3が上限となる。

##### ▶ 学資支給

- ▶ 学種・設置者・自宅／自宅外の別に応じ支給する。
- ▶ 返還を求めることがある（最大140%）

授業料等減免上限額と学資支給額

設置者	区分		大学	短期 大学	高専	専門 学校
			減免 上限額	授業料 入学金	54	39
国公立	学資支給		自宅通学 35 自宅外通学 80			
	減免 上限額	授業料 入学金	70	62	70	59
私立	学資支給		自宅通学 46 自宅外通学 91			
	減免 上限額	授業料 入学金	26	25	13	16

※金額は概数、単位は万円。

※「準ずる世帯」では、上の額の2/3又は1/3が上限

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (1) 問題の所在

#### ■ 対象大学等（法7条2項）

1. 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
  - ① 実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目の単位数又は授業時数が、1割以上あること（則2条1項1号）
  - ② 学校法人等の理事等に学外者が複数いること（則2条1項2号）
  - ③ シラバスやG P Aの公表等、客観性及び厳格性が確保された学修の成果に係る評価の適正な管理（則2条1項3号）
  - ④ 財務諸表等の公表（則2条1項4号）
2. 大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
  - ① 国公立大学であること（則3条1号）
  - ② 3年連続赤字、債務超過、3年連続大幅な定員割れ（8割未満）のいずれにもあたらないこと（則3条2号）

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (1) 問題の所在

- ▶ 既存の授業料免除制度への影響
  - ▶ 国立の大学等には従前から授業料免除制度が設けられている。  
⇒新制度と基準・内容が異なり、拡充の面と縮小の面がある。
  - ▶ 国立の大学等の入学料免除  
⇒学部については対象者が非常に限定されており、基本的に拡大。
  - ▶ 公立の大学等の入学料・授業料免除  
⇒限定的（生活保護世帯など）な大学等では拡大。  
もともと充実させていた大学等では縮小のおそれ。
  - ▶ 私立の大学等の入学料・授業料免除  
⇒私学助成（特別補助）で支援があるが、基本的に拡大。  
一部に縮小のおそれ。

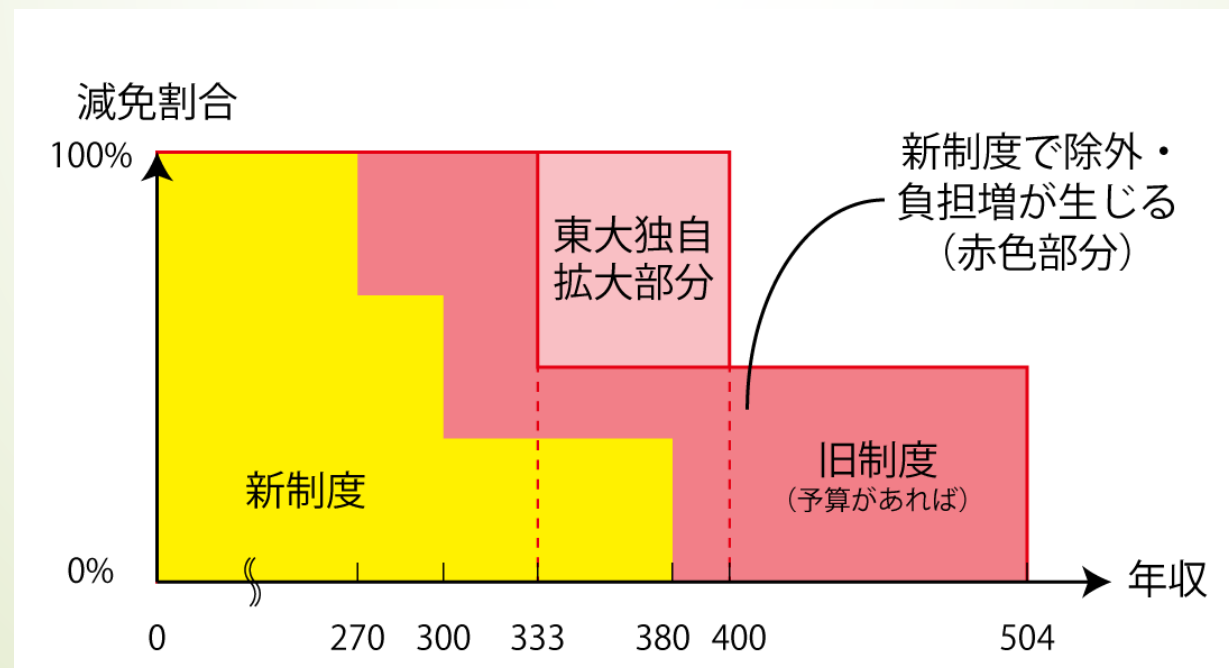
## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (1) 問題の所在

#### ▶ 国立大における授業料免除制度

- ▶ 家計基準 収入額 - 所得控除 ≤ 家族構成等に応じた控除額であればOK
- ▶ 成績基準 無利子奨学金の以前の基準相当？

< 4人家族（成績基準充足）における年収（給与）と減免割合 >



# 「高等教育の修学支援新制度」の実施後における本学の方針について



本部奨学厚生課

いいね! 196

ツイート

掲載日：2019年12月9日

学生のみなさんへ

## 「高等教育の修学支援新制度」の実施後における本学の方針について

令和2年4月から「高等教育の修学支援新制度」が実施されます。新制度は、学部学生のうち住民税非課税世帯等を対象とし、奨学金の給付と授業料の減免を一体的に行うもので、来年度以降、国による学部学生の授業料減免支援はこの制度によるものとなります。

国立大学における授業料減免は、運営費交付金によって学部及び大学院を通じてこれまで実施されてきましたが、新制度の導入に伴い、授業料減免に充てている財源が影響を受ける可能性が指摘されています。そして、現行の減免措置が維持できなくなることが危惧されています。

現在、国立大学協会を通じて文部科学大臣を始め関係各方面に対し、新制度においても現行と同程度の支援を継続できるよう予算確保を要望していますが、予算が確保されるかは現時点では未定です。

本学では、財源の多様化とスケールメリットを活かすための全学資源の透明化を中心とした経営改革を進め、経済的支援を含めた学生支援の強化に取り組んでいます。現在、授業料減免の対象となっている学部学生については、今回の制度変更によって影響のないよう支援を行います。

また、大学院学生については、国際卓越大学院制度などにより支援の拡大を進めており、更なる充実を図っていきます。

なお、本学においては授業料の値上げは予定していません。

令和元年12月9日

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (1) 問題の所在

- ▶ 従前の授業料免除制度が、令和2年度以降も維持されるか？
- ▶ 問題①  
在学中の学生が、在学途中で、授業料免除を打ち切られる・減額されるパターン
- ▶ 問題②  
新入学の学生が、前年までの入学生であれば受けられたのに、授業料免除を（全部／一部）受けられないパターン
- ▶ 補足
  - ▶ 成績要件不足・予算不足で免除を受けていなかった学生が新たに対象になることもある。
  - ▶ 私立では基本的に対象者・対象額とも拡大。
  - ▶ 学資支給があるため、トータルではプラスになる場合もありうる。
  - ▶ 無利子奨学金の併給調整で有利子奨学金に切り替えざるを得ない可能性。

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (2) 在学生についての検討

- ▶ 在学中の学生が、在学途中で、授業料免除を打ち切られる・減額されるパターン
  - ▶ 実際には、打切り約1万人+減額約9000人に対して経過措置が講じられることとなった（朝日2019.12.18）
- ▶ 前提）在学者と国立大学法人との関係（東京高判平19.3.29判時1979-70）

国立大学法人の設置する大学に在学する学生とその国立大学法人との在学を巡る法律関係は、学校法人立の大学におけるそれと同じく、**在学契約関係である**と解するのが相当である。国立大学法人が行政主体であり公の営造物であることは、上記の判断を左右するものではない。

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (2) 在学生についての検討

#### ■ 在学契約の性質（最判平18.11.27民集60-9-3597・学納金返還請求訴訟）

大学を設置運営する学校法人等（以下においては、大学を設置運営する学校法人等も「大学」ということがある。）と当該大学の学生（以下においては、在学契約又はその予約を締結したがいまだ入学していない入学試験合格者を含めて「学生」ということがある。）との間に締結される在学契約は、大学が学生に対して、講義、実習及び実験等の教育活動を実施するという方法で、上記の目的にかなった教育役務を提供するとともに、これに必要な教育施設等を利用させる義務を負い、他方、学生が大学に対して、これらに対する対価を支払う義務を負うことを中核的な要素とするものである。

また、上記の教育役務の提供等は、各大学の教育理念や教育方針の下に、その人的物的教育設備を用いて、学生との信頼関係を基礎として継続的、集団的に行なわれるものであって、在学契約は、学生が、部分社会を形成する組織体である大学の構成員としての学生の身分、地位を取得、保持し、大学の包括的な指導、規律に服するという要素も有している。

このように、在学契約は、複合的な要素を有するものである上、上記大学の目的や大学の公共性（教育基本法6条1項）等から、教育法規や教育の理念によって規律されることが予定されており、取引法の原理にはなじまない側面も少なからず有している。以上の点にかんがみると、在学契約は、有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約と解するのが相当である。



## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (2) 在学生についての検討

#### ▶ 在学契約の成立時期（最判平18.11.27民集60-9-3597・学納金返還請求訴訟）

特段の事情のない限り、学生が要項等に定める入学手続の期間内に学生納付金の納付を含む入学手続を完了することによって、両者の間に在学契約が成立するものと解するのが相当である。

なお、要項等において、入学金とそれ以外の学生納付金とで異なる納付期限を設定し、入学金を納付することによって、その後一定期限までに残余の学生納付金を納付して在学契約を成立させることのできる地位を与えている場合には、その定めに従って入学金を納付し、入学手続の一部を行った時点で在学契約の予約が成立する一方、残余の手続を所定の期間内に完了した時点で在学契約が成立し、これを完了しなかった場合には上記予約は効力を失うものと解するのが相当である。

もっとも、入学手続を完了して在学契約を締結した者が当該大学の学生の身分を取得するのは、当該大学が定める入学時期すなわち通常は入学年度の4月1日であり、大学によって教育役務の提供等が行われるのも同日以降であるから、双務契約としての在学契約における対価関係は、同日以降に発生することになる。

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (2) 在学生についての検討

#### ▶ 学生納付金の性質（最判平18.11.27民集60-9-3597・学納金返還請求訴訟）

大学が学則や要項等において、入学手続の際に納付すべきものと定めている学生納付金には、一般に、〈1〉入学金、〈2〉授業料（通常は初年度の最初の学期分又は初年度分）のほか、〈3〉実験実習費、施設設備費、教育充実費などの費目の金員、更には、〈4〉学生自治会費、同窓会費、父母会費、傷害保険料などの諸会費等（以下「諸会費等」という。）が含まれるところ、これらのうち〈2〉及び〈3〉（以下併せて「授業料等」という。）は、その費目の名称に照らしても、一般に、教育役務の提供等、在学契約に基づく大学の学生に対する給付の対価としての性質を有するものと解され、〈4〉の諸会費等も、一般に、学生が大学において教育を受け、あるいは学生の地位にあることに付随して必要となる費用として納付されるものであって、その用途が具体的に明示されているにすぎないものと解される。

これに対して、〈1〉の入学金は、入学時にのみ納付することとされていて、要項等において、他の学生納付金と納付期限に差異が設けられていることも多い上、一定の期限までに入学辞退を申し出た場合に入学金以外の学生納付金のみを返還する旨定められていることが多いなど、一般に他の学生納付金とは異なる取扱いがされており、法令上も授業料とは別に位置付けられている（学校教育法施行規則4条1項7号等）。

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (2) 在学生についての検討

#### ▶ 在学契約の解除（最判平18.11.27民集60-9-3597・学納金返還請求訴訟）

教育を受ける権利を保障している憲法26条1項の趣旨や教育の理念にかんがみると、大学との間で在学契約等を締結した学生が、当該大学において教育を受けるかどうかについては、当該学生の意思が最大限尊重されるべきであるから、学生は、原則として、いつでも任意に在学契約等を将来に向かって解除することができる一方、大学が正当な理由なく在学契約等を一方的に解除することは許されないものと解するのが相当である。

なお、学校教育法施行規則67条は、学生の退学は、教授会の議を経て学長が定める旨規定し、各大学の学則において、学生の側からの退学（在学契約の解除）について学長等の許可を得ることなどと定めている場合があるが、上記説示に照らすと、これらの定めをもって、学生による在学契約の解除権の行使を制約し、あるいは在学契約の解除の効力を妨げる趣旨のものとは解すべきものではない。

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (2) 在学生についての検討

理論構成 1 在学契約上の地位確認請求 + 授業料債務不存在確認請求

※全部免除⇒対象外のパターンで検討する（ほかのパターンも概ね同じ）。

- ① 大学と学生は、●年4月1日までに、在学契約を締結した（「本件在学契約」）。
- ② 本件在学契約において、学生が一定の条件を満たした場合、学生の請求により、大学は授業料を全部免除するものとされている。
- ③ 学生は、②の条件を満たしており、（大学に対し授業料免除を請求しようとしたが）②の授業料免除の請求を受け付けなかった。
- ④ 大学は、学生に対し、授業料を全部支払うよう求め、支払わないときは除籍にするとしている。
- ⑤ よって、学生は、大学に対し、授業料債務がないことの確認及び本件在学契約上の地位にあることの確認を求める。

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (2) 在学生についての検討

理論構成 1 在学契約上の地位確認請求 + 授業料債務不存在確認請求

②「本件在学契約において、学生が一定の条件を満たした場合、学生の請求により、大学は授業料を全部免除するものとされている。」

⇒授業料免除制度自体が、要件を含めて在学契約の内容となっているか。

- 授業料の支払債務は、在学契約の中核的要素（前記最判）。
- 授業料の支払可能性を含む学生生活費の負担可能性は、学生が在学契約を卒業まで継続できるか否かを決する上で、重要な要素である。

⇒授業料免除制度について、法人が任意に廃止したり、要件を加重したり、免除額を減少させたりすることは許されないのではないか。

- ほとんどの国立大学法人は、授業料免除制度の存在を対外的にも公表している。

⇒かかる制度の存在を前提に入学者を募集（在学契約の申込みの誘引）しており、法人が自由に制度を変更することは不意打ちにあたる。

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (2) 在学生についての検討

理論構成 1 在学契約上の地位確認請求 + 授業料債務不存在確認請求

②「本件在学契約において、学生が一定の条件を満たした場合、学生の請求により、大学は授業料を全部免除するものとされている。」

⇒授業料免除制度自体が、要件を含めて在学契約の内容となっているか。

■ 国立大学法人にとって、授業料免除制度を設けることは法令上の義務。

「国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする」（国立大学法人法22条3項、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令11条）

■ 国立大学法人は授業料免除制度のため予算措置（運営費交付金）を受けている。

⇒授業料免除制度は公的義務（法人の国・社会に対する責任）であって、学生に対し個別に負う義務ではないとの考え方もありうる（=在学契約の内容ではない）

■ ウェブサイトで授業料免除制度は変更の可能性があるとは告知していればどうか。

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (2) 在学生についての検討

理論構成 1 在学契約上の地位確認請求 + 授業料債務不存在確認請求

②「本件在学契約において、学生が一定の条件を満たした場合、学生の請求により、大学は授業料を全部免除するものとされている。」

⇒授業料免除制度自体が、要件を含めて在学契約の内容となっているか。

(私見)

少なくとも、以下の条件をいずれも満たす場合は、在学契約の内容となっているとしてよいのではないか。

- 授業料免除とする要件を具体的に提示していること。
- 直近数年において当該要件を満たす学生全員に対して授業料を免除していること。

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (2) 在学生についての検討

理論構成 1 在学契約上の地位確認請求 + 授業料債務不存在確認請求

③学生は、②の条件を満たしており、（大学に対し授業料免除を請求しようとしたが）②の授業料免除の請求を受け付けなかった。

- 授業料免除は申請主義のため、前年までの書式で出して一応受け付けるor受付を拒否したことが要件になる。
- もっとも、大学が申請を受け付けないことは、故意に条件の成就を妨げたことになり、民法130条により実際に申請をしなくてもよい。

④大学は、学生に対し、授業料を全部支払うよう求め、支払わないときは除籍にするとしている。

- いずれも、訴訟要件（訴えの利益）。大学が何も言ってこないし、言ってくる危険もないときは訴訟できない。
- 前段 = 授業料債務不存在確認請求， 後段 = 在学契約上の地位確認請求



## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (2) 在学生についての検討

理論構成 1 在学契約上の地位確認請求 + 授業料債務不存在確認請求

**大学の抗弁) 在学契約が大学等修学支援法により変更された。**

- 「在学契約は、複合的な要素を有するものである上、上記大学の目的や大学の公共性（教育基本法6条1項）等から、教育法規や教育の理念によって規律されることが予定されており」  
⇒大学等修学支援法により授業料免除制度が変更されることがありうる？
- 授業料免除制度が在学契約の内容となっている場合、その内容を大学が一方的に学生に不利益に変更することは許されない。

∴「学生は、原則として、いつでも任意に在学契約等を将来に向かって解除することができる一方、大学が正当な理由なく在学契約等を一方的に解除することは許されない」

⇒授業料免除制度を学生の不利益に変更することは、学生に授業料の納付を余儀なくさせ、納付ができない場合には、在学契約を債務不履行解除に至らしめることとなる。  
これは、結局在学契約を大学が一方的に解除するのと同じ結果を招くから、正当な理由なく法的に授業料免除制度を学生の不利益に変更することは許されない。

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (2) 在学生についての検討

理論構成 1 在学契約上の地位確認請求 + 授業料債務不存在確認請求

**大学の抗弁) 在学契約が大学等修学支援法により変更された。**

- さらに、在学契約の性質（卒業を目的とする4～6年の継続的契約であること）に加え、日本国憲法26条、教育基本法4条、国際人権規約13条に照らし、在学中に経済的理由により学生が在学契約の継続を断念せざるを得なくなるおそれのあるような大幅な不利益変更を行うことは、原則として禁止され、「やむを得ない場合」に限り例外的に許容されると解すべき。

⇒授業料免除制度の変更は、「やむを得ない理由」があるか。

- 国立大学法人にとって、授業料免除制度を設けることは法令上の義務であるが、その根拠となる法令は変更となっていない。
- 大学等修学支援法1条の目的「真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し・・・大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減すること」に照らし、同法の対象でない学生の経済的負担を増大させる理由はない。

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (2) 在学生についての検討

理論構成 1 在学契約上の地位確認請求 + 授業料債務不存在確認請求

**大学の抗弁) 在学契約が大学等修学支援法により変更された。**

- 運営費交付金の算定割合と大学における免除人数は正確に連動しているものではない（独自財源での免除／成績優秀者等本来対象外の者への免除）
- 現在の在学者がいる数年の間，かつ新制度の対象とならない者だけであれば，個別の大学の負担は国立大学法人として受忍すべき限度内  
←ここは予算措置の廃止が違法であるとして争う余地が皆無とは言えない。  
(ただし，法人化されたため，原則として難しい)

(私見)

少なくとも，以下の条件をいずれも満たす場合は，「やむを得ない理由」は認められず，在学契約の変更は許されない。

- 運営費交付金の算定額と大学における免除人数の牽連性が弱いこと。
- 大学における負担額が大学の運営に重大な影響を与えるものではないこと。

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (2) 在学生についての検討

理論構成 1 在学契約上の地位確認請求 + 授業料債務不存在確認請求

#### (結論)

少なくとも以下の要件をいずれも満たす場合は、認容判決を得られるのではないか。

- ① 2020年度以降も在学を予定して2019年度までに入学していること。
- ② 授業料免除とする要件を具体的に提示していること。
- ② 直近数年において当該要件を満たす学生全員に対して授業料を免除していること。
- ③ 従前の授業料免除の要件を満たすこと。
- ③ 従前の授業料免除を申請しようとして拒否されたor申請して受け付けられたこと。
- ④ 大学から授業料を請求されていること (+ 除籍を示唆されていること)

抗 運営費交付金の算定額と大学における免除人数の牽連性が弱いこと。

抗 大学における負担額が大学の運営に重大な影響を与えるものではないこと。

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (2) 在学生についての検討

#### 理論構成 2 期待権侵害の不法行為による損害賠償請求（対大学）

②につき、授業料免除制度が在学契約の内容とは言えない場合

- 在学契約の内容とまではいえないが、学生が大学に対し、引き続き授業料免除を受けられると期待したことは、法的保護に値する利益であるとする。
- 大学は、故意又は過失により、授業料免除制度を維持すべきであったのに維持しなかったことで（加害行為）、学生の期待権を侵害した。
- よって、不法行為に基づく損害賠償を求める（慰謝料？）

#### 理論構成 3 債権侵害or期待権侵害の不法行為による損害賠償請求（対国）

抗弁につき、大学としてはやむを得ないとする場合

- 学生の在学契約の内容である授業料免除制度を受けられる地位又は引き続き授業料免除を受けられるとの期待（法的保護に値する利益）を、国が違法に侵害したとする国家賠償請求

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (3) 入学生についての検討

**入学生は難しい。**

(理由)

- 「特段の事情のない限り、学生が要項等に定める入学手続の期間内に学生納付金の納付を含む入学手続を完了することによって、両者の間に在学契約が成立する」(前記最判)
- 在学契約が成立していないため、理論構成1は使えない。理論構成3のうち、在学契約の債権侵害構成も使えない。
- 大学は新制度を前提に入学生を募集しており、学生も新制度を前提に入試を受けている。

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (3) 入学生についての検討

#### 理論構成 4 (3に近い)

- ① 入学希望者が、自らも大学に入学すれば、従前の授業料免除制度の要件を満たす限り、授業料免除を受けられるとの期待は、法的保護に値する利益である。
  - a. 既に厳しい。前ページの内容に加え、以下のとおり。
  - b. 国立大は一定～高いの選抜性があるため、入試前の段階で、入学希望者が国立大学（さらには当該大学）に入学できたかどうかわからない。  
⇒期待は保護するに足りない+国の加害行為と損害の因果関係がない。
  - c. 入学前に授業料免除を確実に受けられると期待するという事情がない。  
∴国立大の授業料免除制度を調べて受験校を決める入学生はかなり限定される。  
+確実に授業料免除を受けられるとの期待が合理的であると言える場合はさらに限定。
- ② 国はこの期待を違法に侵害したから、国家賠償請求する。
  - a. 相当厳しい。制度全体としては大幅な改善で、政策的に許されないものとはいえない。
  - b. そもそも国立大入学者なら緩い家計基準で免除するということが自体が時代遅れでは。
  - c. 育英から奨学へと考えれば、むしろ合理的な変更との評価もありうる。

## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (3) 入学生についての検討

#### 理論構成 5 (2に近い)

以下の要件をいずれも満たすとして期待権侵害？

1. 授業料免除とする要件を具体的に提示していたこと。  
かつ、旧文科省基準より緩和されていること。
2. 直近数年において当該要件を満たす学生全員に対して授業料を免除していること。
3. 従前の授業料免除の要件を満たすこと。
4. 従前の授業料免除を申請しようとして拒否されたor申請して受け付けられたこと。
5. 運営費交付金の算定額と大学における免除人数の牽連性が弱いこと。
6. 大学における負担額が大学の運営に重大な影響を与えるものではないこと。  
ただし、今後も継続的に制度を維持するとの前提で検討する。



## 2 大学等修学支援法と授業料免除打切り

### (4) まとめ

- ▶ 一定の要件を満たしている場合には、在学契約に基づく請求又は不法行為として訴訟を提起し、条件がそろった場合には認容判決を得られる可能性は（少なくとも理論的には）十分あるとあってよいのではないか。
- ▶ 経過措置が取られたことも、これらを踏まえたものとする余地はある。